

平成27年度の建設工事に係る入札制度見直しについて

平成26年6月4日に公布された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」一部改正により、平成27年4月1日以降の公共工事の入札は、金額にかかわらず入札金額の内訳を記載した書類（工事費の内訳書）の提出が義務化されました。

つきましては、岡山県西南水道企業団の建設工事に係る入札制度について、次のとおり見直しを行いますので、お知らせします。

見直し内容（入札時に入札金額の内訳書の提出が必要となります）

平成27年4月1日以降にするすべての公共工事の入札において、入札の際に、入札金額の内訳書を提出してください。入札価格の内訳書の金額の合計と入札価格が一致しない等、書類に不備がある場合は失格となりますのでご注意ください。